

所得税法等の一部を改正する法律案に対する修正案

所得税法等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第一条中第七条の改正規定の次に次の改正規定を加える。

第十一条の見出し中「公共法人等及び」の下に「認定特定非営利活動法人並びに」を加え、同条第一項中「掲げる内国法人」の下に「又は第七十八条第四項（寄付金控除）に規定する認定特定非営利活動法人等である特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項（定義）に規定する特定非営利活動法人をいう。）（以下この項において「認定特定非営利活動法人」という。）」を、「当該内国法人」の下に「又は認定特定非営利活動法人」を加える。

第一条中第十三条の改正規定の次に次の改正規定を加える。

第二十四条第一項及び第二十五条第一項中「公益法人等及び」の下に「同条第七号の二に規定する特定非営利活動法人並びに」を加える。

第一条中第四十四条の次に一条を加える改正規定の次に次の改正規定を加える。

第七十七条の次に次の一条を加える。

(利息控除)

第七十七条の二 居住者が、各年において、資産の取得若しくは借受け若しくは役務の受領（公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるものとして政令で定める資産又は役務に係るものを除く。以下この項において「資産の取得等」という。）に要する資金に充てるために借り入れた借入金又は資産の取得等の対価に係る債務について、当該借入金又は債務に係る利息（これに類するものとして政令で定めるものを含み、各種所得の金額の計算上控除すべきものを除く。以下この項において同じ。）を支払った場合には、その支払った利息の額（その額が一般金融市場における金利を勘案して政令で定める方法により算定された額を超えるときは、当該算定された額）を、その居住者のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

2 前項の規定による控除は、利息控除という。

第一条中第七十八条の改正規定を次のように改める。

第七十八条第一項中「において、第一号に掲げる金額が第二号に掲げる金額をこえるときは、そのこえる金額」を「には、その年中に支出した特定寄付金の額の合計額（当該合計額がその者のその年分の総所

得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の百分の三十に相当する金額を超えるときは、当該百分の三十に相当する金額）」に改め、同項各号を削り、同条第二項第三号中「除く。」の下に「及び認定特定非営利活動法人等に対する当該認定特定非営利活動法人等の主たる目的である業務に関連する寄付金（前号に規定する寄付金に該当するものを除く。）」を加え、同条第四項を同条第七項とし、同条第三項の次に次の三項を加える。

4 この条において「認定特定非営利活動法人等」とは、特定非営利活動促進法第二条第二項（定義）に規定する特定非営利活動法人及び民法第三十四条の規定により設立された法人のうち、次に掲げる要件を満たすものとして、政令で定めるところにより特定非営利活動等促進委員会の認定を受けたもの（その認定の有効期間が終了したものを除く。）をいう。

一 当該認定の申請をした日の属する事業年度の前事業年度において、その受けた寄付金、会費及び補助金に係る収入の金額として政令で定めるところにより計算した金額が、すべての収入の金額から当該法人の主たる目的である業務に係る収入の金額を控除した金額として政令で定めるところにより計算した金額（以下この号において「非本来事業収入金額」という。）のうちに占める割合が五分の一

を超えていること。この場合において、当該事業年度において同一の者から受けた寄付金の額の合計額が非本来事業収入金額の百分の五に相当する金額を超えるときは、その超える金額は、当該事業年度において受けた寄付金の額の合計額に算入しない。

二 当該認定の申請をした日の属する事業年度の前事業年度において、当該法人の主たる目的である業務に係る支出の金額として政令で定めるところにより計算した金額が、すべての支出の金額として政令で定めるところにより計算した金額のうちを占める割合が三分の二を超えていること。

三 その理事、監事その他これらの者に準ずる者（以下この項において「理事等」という。）、社員、設立者若しくは当該法人に寄付をした者又はこれらの者と親族関係その他政令で定める特殊の関係がある者に対し、施設の利用、金銭の貸付け、資産の譲渡、給与の支給、理事等の選任その他財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと。

四 次に掲げる事項を政令で定めるところにより公開していること。

イ 前事業年度において当該法人が受けた寄付金の総額その他収入に関する事項

ロ 前事業年度において、同一の者からの寄付金で、その額の合計額が十万円を超えるものについて

は、当該寄付金を支出した者の氏名又は名称及び住所

八 当該法人の主たる目的である業務に係る物品及び役務の提供に関する事項

二 理事等及び職員の報酬及び給与に関する事項

ホ 定款等、事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書及び役員名簿

五 当該法人につき法令に違反する事実その他公益に反する事実がないこと。

5 前項の認定の有効期間は、当該認定を受けた日から同日以後三年（最初の認定にあつては、二年）を経過する日までの期間とする。

6 特定非営利活動等促進委員会は、第四項の認定を受けた法人について同項に規定する要件を満たさないこととなつたと認められる場合、当該認定の申請に係る書類又は公開した書類に虚偽の記載があつた場合その他政令で定める場合には、政令で定めるところにより、その認定を取り消すものとする。この場合において、その認定が取り消されたときは、前項の規定にかかわらず、第四項の認定は、その効力を失う。

第一条中第七十八条の改正規定の次に次の改正規定を加える。

第八十七条第一項中「損害保険料控除」の下に「、利息控除」を加える。

第一条のうち第二百二十条の改正規定中『限る。』を『』の下に『、』損害保険料控除』の下に『、利息控除』を』を加える。

第一条中第六十四条の改正規定の次に次の改正規定を加える。

第六十五条中「第七十七条」を「第七十七条の二」に改める。

第一条中第九十条の改正規定を次のように改める。

第九十条第二号口中「保険料控除申告書」を「保険料等控除申告書」に改め、「記載されたもの」の下に「第九十六条第二項（保険料等の支払を証する書類の提出等）に規定する社会保険料の金額及び」を加え、「第九十六条第二項（保険料等の支払を証明する書類の提出等）」を「同項」に、「並びに第七十六条第一項」を「、第七十六条第一項」に、「につき第七十四条から第七十七条まで」を「並びに第七十七条の二第一項（利息控除）」に規定する利息の額（当該申告書に記載され、かつ、第九十六条第二項に規定する書類の提出又は提示のあったものに限る。）につき第七十四条から第七十七条の二まで」に改め、同号ホを同号へとし、同号二を同号ホとし、同号八を同号二とし、同号ロの次に次のように

加える。

八 その年中に支出した第七十八条第二項（寄付金控除）に規定する特定寄付金の額（その居住者がその年において提出した給与所得者の寄付金控除申告書に記載され、かつ、第九十六条の二第二項（特定寄付金の支出を証する書類の提出等）に規定する書類の提出又は提示のあつたものに限る。）につき第七十八条の規定の適用があるものとした場合に控除されるべき金額

第一条中第九十条の改正規定の次に次の改正規定を加える。

第九十五条の二第一項中「同条第二号ニ」を「同条第二号ホ」に改める。

第一条中第九十六条の改正規定を次のように改める。

第九十六条の見出し中「保険料控除申告書」を「保険料等控除申告書」に改め、同条第一項中「又は損害保険料」を「損害保険料又は利息」に改め、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 その年中に支払つた第七十七条の二第一項（利息控除）に規定する利息の額につき同項の規定の適用があるものとした場合に控除されるべき金額

第九十六条第二項中「同項第二号」を「支払つた同項第二号に規定する社会保険料（第七十四条第二項第五号に掲げるものに限る。）の金額若しくは前項第二号」に、「又は同項第三号」を「、同項第三号」に改め、「損害保険料の金額」の下に「又は同項第四号に規定する利息の額」を加え、「提出し」を「提出し、」に改め、同条第三項中「保険料控除申告書」を「保険料等控除申告書」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（給与所得者の寄付金控除申告書）

第九十六条の二 国内において給与等の支払を受ける居住者は、第九十条（年末調整）に規定する過不足の額の計算上、同条第二号八に規定する特定寄付金に係る控除を受けようとする場合には、その給与等の支払者（二以上の給与等の支払者から給与等の支払を受ける場合には、主たる給与等の支払者）からその年最後に給与等の支払を受ける日の前日までに、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与等の支払者を經由して、その給与等に係る所得税の第十七条（源泉徴収に係る所得税の納税地）の規定による納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

一 当該給与等の支払者の氏名又は名称

二 その年中に支出した第七十八条第二項（寄付金控除）に規定する特定寄付金の額につき同条第一項の規定の適用があるものとした場合に控除されるべき金額

三 その他財務省令で定める事項

2 前項の規定による申告書を提出する居住者は、政令で定めるところにより、その年において支出した同項第二号に規定する特定寄付金の額につき、その支出をした旨を証する書類を提出し、又は提示しなければならぬ。

3 第一項の規定による申告書は、給与所得者の寄付金控除申告書という。

第一条中第二百十二条の改正規定の前に次の改正規定を加える。

第百九十八条中「第百九十六条」を「第百九十六条の二」に改める。

第二条中第二条の改正規定を次のように改める。

第二条第七号の次に次の一号を加える。

七の二 特定非営利活動法人 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項（定義）に規定する特定非営利活動法人（当該特定非営利活動法人の国外に源泉のある所得（収益事業から生ず

る所得を除く。）について法人税に相当する税を課さないこととしている外国に主たる事務所を有する外国法人で、当該特定非営利活動法人に準ずるものとして政令で定めるところにより財務大臣が指定したものを含む。）をいう。

第二条第九号中「第七号」を「第七号の二」に改め、同条第十八号の二ホ中「及び」を「並びに」に、「第五十九条第一項（資産整理に伴う私財提供等）」を「第五十九条第一項及び第二項（会社更生等による債務免除等）」に改める。

第二条中第二条の改正規定の次に次の改正規定を加える。

第四条第一項及び第二項、第七条、第十条並びに第十三条第二項第二号中「公益法人等」の下に「若しくは特定非営利活動法人」を加える。

第二十三条第一項中「若しくは公益法人等」を「、公益法人等若しくは特定非営利活動法人」に改め、同条第五項中「公益法人等及び」の下に「特定非営利活動法人並びに」を加える。

第二十四条第一項中「公益法人等及び」の下に「特定非営利活動法人並びに」を加える。

第二条中第三十三条の改正規定の次に次の改正規定を加える。

第三十七条第三項を次のように改める。

3 内国法人が各事業年度において支出した寄附金の額（前二項の規定の適用を受けた寄附金の額を除く。次項において同じ。）の合計額のうち、次の各号に掲げる内国法人の区分に応じ当該各号に定める金額（以下この条において「損金算入限度額」という。）を超える部分の金額は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

一 普通法人、協同組合等及び人格のない社団等（次号に掲げるものを除く。） 次に掲げる金額の合計額の二分の一に相当する金額

イ 当該事業年度終了の時における資本等の金額（当該金額が零を下回る場合には、零）を十二で除し、これに当該事業年度の月数を乗じて計算した金額の千分の二・五に相当する金額

ロ 当該事業年度の所得の金額の百分の二・五に相当する金額

二 普通法人、協同組合等及び人格のない社団等のうち資本の金額又は出資金額を有しないもの並びに特定非営利活動法人（認定特定非営利活動法人等である特定非営利活動法人（以下この条において「認定特定非営利活動法人」という。）を除く。） 当該事業年度の所得の金額の百分の二・五に相

当する金額

三 公益法人等及び認定特定非営利活動法人 次に掲げる法人の区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条（定義）に規定する学校法人（同法第六十条第四項（専修学校及び各種学校）の規定により設立された法人で学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第八十二条の二（専修学校）に規定する専修学校を設置しているものを含む。）、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条（定義）に規定する社会福祉法人又は更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）第二条第六項（定義）に規定する更生保護法人 当該事業年度の所得の金額の百分の五十に相当する金額（当該金額が年二百万円に満たない場合には、年二百万円）

ロ イに掲げる法人以外の公益法人等及び認定特定非営利活動法人 当該事業年度の所得の金額の百分の二十に相当する金額

第三十七条第四項中「である公益法人等」の下に「又は認定特定非営利活動法人」を加え、同項第三号中「寄与するもの」の下に「（以下この号において「特定公益増進法人」という。）」を加え、「当該法

人」を「当該特定公益増進法人」に、「の額」を「及び認定特定非営利活動法人等（特定公益増進法人であるものを除く。）に対する当該認定特定非営利活動法人等の主たる目的である業務に関連する寄附金（前号に規定する寄附金に該当するものを除く。）の額」に改め、同条第五項中「公益法人等が」を「公益法人等及び認定特定非営利活動法人が当該事業年度において」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、退職給付その他の長期給付の事業を行う内国法人で政令で定めるものが、各事業年度において、その長期給付の事業から融通を受けた資金の利子として収益事業から長期給付の事業に繰入れをし、その繰り入れた金額（その金額が財務省令で定める金額を超える場合には、当該財務省令で定める金額）が当該事業年度の同項第三号に定める金額を超えるときは、同号に定める金額は、同号の規定にかかわらず、当該繰り入れた金額に相当する金額とする。

第三十七条第七項中「前各項」の下に「及び第十一項」を加え、同条第十二項を削り、同条第十一項を同条第十四項とし、同条第十項の次に次の三項を加える。

11 この条において「認定特定非営利活動法人等」とは、特定非営利活動法人及び民法第三十四条の規定

により設立された法人のうち、次に掲げる要件を満たすものとして、政令で定めるところにより特定非営利活動等促進委員会の認定を受けたもの（その認定の有効期間が終了したものを除く。）をいう。

一 当該認定の申請をした日の属する事業年度の前事業年度において、その受けた寄附金、会費及び補助金に係る収入の金額として政令で定めるところにより計算した金額が、すべての収入の金額から当該法人の主たる目的である業務に係る収入の金額を控除した金額として政令で定めるところにより計算した金額（以下この号において「非本来事業収入金額」という。）のうちに占める割合が五分の一を超えていること。この場合において、当該事業年度において同一の者から受けた寄附金の額の合計額が非本来事業収入金額の百分の五に相当する金額を超えるときは、その超える金額は、当該事業年度において受けた寄附金の額の合計額に算入しない。

二 当該認定の申請をした日の属する事業年度の前事業年度において、当該法人の主たる目的である業務に係る支出の金額として政令で定めるところにより計算した金額が、すべての支出の金額として政令で定めるところにより計算した金額のうちに占める割合が三分の二を超えていること。

三 その理事、監事その他これらの者に準ずる者（以下この項において「理事等」という。）、社員、

設立者若しくは当該法人に寄附をした者又はこれらの者と親族関係その他政令で定める特殊の関係がある者に対し、施設の利用、金銭の貸付け、資産の譲渡、給与の支給、理事等の選任その他財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと。

四 次に掲げる事項を政令で定めるところにより公開していること。

イ 前事業年度において当該法人が受けた寄附金の総額その他収入に関する事項

ロ 前事業年度において、同一の者からの寄附金で、その額の合計額が十万円を超えるものについて

は、当該寄附金を支出した者の氏名又は名称及び住所

ハ 当該法人の主たる目的である業務に係る物品及び役務の提供に関する事項

ニ 理事等及び職員の報酬及び給与に関する事項

ホ 定款等、事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書及び役員名簿

五 当該法人につき法令に違反する事実その他公益に反する事実がないこと。

12 前項の認定の有効期間は、当該認定を受けた日から同日以後三年（最初の認定にあつては、二年）を経過する日までの期間とする。

13 特定非営利活動等促進委員会は、第十一項の認定を受けた法人について同項に規定する要件を満たさないこととなつたと認められる場合、当該認定の申請に係る書類又は公開した書類に虚偽の記載があつた場合その他政令で定める場合には、政令で定めるところにより、その認定を取り消すものとする。この場合において、その認定が取り消されたときは、前項の規定にかかわらず、第十一項の認定は、その効力を失う。

第三十七条に次の一項を加える。

15 前各項に定めるもののほか、寄附金の損金不算入に関し必要な事項は、政令で定める。

第二条中第五十九条の改正規定の次に次の改正規定を加える。

第六十六条第一項中「普通法人」の下に「若しくは特定非営利活動法人（第三十七条第十一項（寄附金の損金不算入）に規定する認定特定非営利活動法人等である特定非営利活動法人を除く。次項において同じ。）」を加え、同条第二項中「除く。」の下に「若しくは特定非営利活動法人」を加え、同条第三項中「公益法人等」の下に「若しくは第三十七条第十一項に規定する認定特定非営利活動法人等である特定非営利活動法人」を加える。

第六十八条第二項及び第六十九条第十五項中「公益法人等」の下に「若しくは特定非営利活動法人」を加える。

第八十一条の四第五項中「公益法人等及び」の下に「特定非営利活動法人並びに」を加える。

第二条中第八十一条の十三の改正規定の次に次の改正規定を加える。

第二百二十二条第二項第二号及び第三号中「公益法人等」の下に「若しくは特定非営利活動法人」を加える。

第四百四十三条第一項中「普通法人」の下に「若しくは特定非営利活動法人（第三十七条第十一項（寄附金の損金不算入）に規定する認定特定非営利活動法人等である特定非営利活動法人を除く。次項において同じ。）」を加え、同条第二項中「除く。」の下に「若しくは特定非営利活動法人」を加え、同条第三項中「公益法人等」の下に「又は第三十七条第十一項に規定する認定特定非営利活動法人等である特定非営利活動法人」を加える。

第二百五十条（見出しを含む。）中「公益法人等」の下に「若しくは特定非営利活動法人」を加える。

第二百五十条の二第一項中「公益法人等及び」の下に「特定非営利活動法人並びに」を加える。

別表第二第一号の表学校法人の項中「（昭和二十四年法律第二百七十号）」を削り、同表更生保護法人の項中「（平成七年法律第八十六号）」を削り、同表社会福祉法人の項中「（昭和二十六年法律第四十五号）」を削る。

第三条中第五十九条の改正規定の次に次の改正規定を加える。

第六十五条第一項中「公益法人等」の下に「、同条第七号の二に規定する特定非営利活動法人」を加える。

第六十六条第四項中「公益法人等」の下に「、同条第七号の二に規定する特定非営利活動法人」を加え、「法人税法の」を「同法の」に改める。

第五条中目次の改正規定の次に次の改正規定を加える。

第三条の三第六項中「という。」の下に「若しくは同法第七十八条第四項に規定する認定特定非営利活動法人等である特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人をいう。）（以下この項において「認定特定非営利活動法人」という。）を、当該公共法人等」の下に「若しくは認定特定非営利活動法人」を加える。

第五条中第五条の二第十五項の改正規定を次のように改める。

第五条の二第十四項第一号中「掲げる内国法人」の下に「、同法第七十八条第四項に規定する認定特定非営利活動法人等である特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法第二条第二項に規定する特定非営利活動法人をいう。）」を加え、「同法」を「所得税法」に改め、同条第十五項中「特定振替機関等による」の下に「非課税適用申告書又は」を加える。

第五条中第五条の二の改正規定の次に次の改正規定を加える。

第六条第九項第二号口中「公共法人等」の下に「若しくは認定特定非営利活動法人」を加える。

第八条の三第二項中「掲げる内国法人」の下に「及び同法第七十八条第四項に規定する認定特定非営利活動法人等である特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法第二条第二項に規定する特定非営利活動法人をいう。）」を加え、「同法」を「所得税法」に改める。

第九条の二第一項中「掲げる内国法人」の下に「及び同法第七十八条第四項に規定する認定特定非営利活動法人等である特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法第二条第二項に規定する特定非営利活動法人をいう。）」を加える。

第五条のうち第三十七条の十の改正規定中「同条第四項第五号」を「同条第四項第一号中「公益法人等」の下に「及び同条第七号の二に規定する特定非営利活動法人」を加え、同項第五号」に改める。

第五条中第三十七条の十五の改正規定の次に次の改正規定を加える。

第四十条第一項中「設立された法人」の下に「、特定非営利活動促進法第二条第二項に規定する特定非営利活動法人」を加える。

第五条中第四十条の六を改め、同条の次に一款を加える改正規定の次に次の改正規定を加える。

第四十一条第一項中「平成二十年」を「平成十七年」に改め、「金額を有するとき」の下に「（当該借入金又は債務について所得税法第七十七条の二第一項の規定の適用を受けた場合を除く。）」を加え、同条第二項第五号から第七号までを削る。

第四十一条の二第二項各号を次のように改める。

一 平成十七年 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

イ 平成十七年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちその居住年が平成十二年、平成十三年、平成十四年、平成十五年又は平成十六年である住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額が

含まれる場合 五十万円

ロ 平成十七年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちその居住年が平成十七年である住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額が含まれる場合（イに掲げる場合を除く。） 四十万円

二 平成十八年 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

イ 平成十八年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちその居住年が平成十三年、平成十四年、平成十五年又は平成十六年である住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額が含まれる場合
五十万円

ロ 平成十八年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちその居住年が平成十七年である住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額が含まれる場合（イに掲げる場合を除く。） 四十万円

ハ 平成十八年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちその居住年が平成十一年又は平成十二年である住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額が含まれる場合（イ及びロに掲げる場合を除く。） 三十七万五千円

三 平成十九年から平成二十一年まで 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

イ その年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちその居住年が平成十三年、平成十四年、平成十五年又は平成十六年である住宅の取得等（その居住年が平成十三年である住宅の取得等にあつては、その居住日が平成十三年後期内の日であるものに限る。）に係る住宅借入金等の金額が含まれる場合 五十万円

ロ その年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちその居住年が平成十七年である住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額が含まれる場合（イに掲げる場合を除く。） 四十万円

ハ その年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちその居住年が平成十一年、平成十二年又は平成十三年である住宅の取得等（その居住年が平成十三年である住宅の取得等にあつては、その居住日が平成十三年前期末の日であるものに限る。）に係る住宅借入金等の金額が含まれる場合（イ及びロに掲げる場合を除く。） 三十七万五千円

四 平成二十二年 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

イ 平成二十二年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちその居住年が平成十三年、平成十四年、平成十五年又は平成十六年である住宅の取得等（その居住年が平成十三年である住宅の

取得等にあつては、その居住日が平成十三年後期内の日であるものに限る。）に係る住宅借入金等の金額が含まれる場合 五十万円

ロ 平成二十二年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちその居住年が平成十七年である住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額が含まれる場合（イに掲げる場合を除く。） 四十万円

ハ 平成二十二年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちその居住年が平成十二年又は平成十三年である住宅の取得等（その居住年が平成十三年である住宅の取得等にあつては、その居住日が平成十三年前期末の日であるものに限る。）に係る住宅借入金等の金額が含まれる場合（イ及びロに掲げる場合を除く。） 三十七万五千円

五 平成二十三年 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

イ 平成二十三年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちその居住年が平成十四年、平成十五年又は平成十六年である住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額が含まれる場合 五十万円

ロ 平成二十三年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちその居住年が平成十七年である住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額が含まれる場合（イに掲げる場合を除く。） 四十万円

- 八 平成二十三年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちはその居住年が平成十三年である住宅の取得等（その居住日が平成十三年前期内の日であるものに限る。）に係る住宅借入金等の金額が含まれる場合（イ及びロに掲げる場合を除く。） 三十七万五千円
- 二 平成二十三年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちはその居住年が平成十一年又は平成十二年である住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額が含まれる場合（イから八までに掲げる場合を除く。） 二十五万円
- 六 平成二十四年 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
- イ 平成二十四年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちはその居住年が平成十五年又は平成十六年である住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額が含まれる場合 五十万円
- ロ 平成二十四年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちはその居住年が平成十七年である住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額が含まれる場合（イに掲げる場合を除く。） 四十万円
- 八 平成二十四年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちはその居住年が平成十一年、平成十二年又は平成十三年である住宅の取得等（その居住年が平成十三年である住宅の取得等にあつ

ては、その居住日が平成十三年前期内の日であるものに限る。）に係る住宅借入金等の金額が含まれる場合（イ及びロに掲げる場合を除く。） 二十五万円

七 平成二十五年 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

イ 平成二十五年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちその居住年が平成十六年である住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額が含まれる場合 五十万円

ロ 平成二十五年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちその居住年が平成十一年、平成十二年又は平成十三年である住宅の取得等（その居住年が平成十三年である住宅の取得等にあつては、その居住日が平成十三年前期内の日であるものに限る。）に係る住宅借入金等の金額が含まれる場合（イに掲げる場合を除く。） 二十五万円

八 平成二十六年 二十五万円

第四十一条の二の二第一項及び第五項中「平成二十年」を「平成十七年」に改める。

第五条中第四十一条の八の改正規定の次に次の改正規定を加える。

第四十一条の九第二項中「又は外国法人（所得税法別表第一に掲げる法人並びに第八条第一項に規定す

る金融機関及び同条第二項に規定する証券業者等」を「（所得税法別表第一一号に掲げる内国法人及び同法第七十八条第四項に規定する認定特定非営利活動法人等である特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法第二条第二項に規定する特定非営利活動法人をいう。）並びに第八条第一項に規定する金融機関及び同条第二項に規定する証券業者等（以下この項において「金融機関等」という。）を除く。次項及び第四項において同じ。）又は外国法人（所得税法別表第一二号に掲げる外国法人及び金融機関等）」に改める。

第五条中第四十一条の十四の改正規定の次に次の改正規定を加える。

第四十一条の十六第三項の表第九十条第二号八の項及び第四十一条の十七第二項の表第九十条第二号八の項中「第九十条第二号八」を「第九十条第二号二」に改める。

第五条のうち第四十一条の十八の改正規定中「第四十一条の十八第二項」を「第四十一条の十八第一項中「同法の規定」の下に「（第九十条及び第九十六条の二を除く。）」を加え、同条第二項」に改める。第五条中第四十一条の十八の改正規定の次に次の改正規定を加える。

第四十一条の十九を次のように改める。

(ボランティア活動に関する費用を支払った場合等の寄附金控除の特例)

第四十一条の十九 居住者又は居住者と生計を一にする配偶者その他の親族で政令で定めるものが国若しくは地方公共団体又は特定非営利活動促進法第二条第二項に規定する特定非営利活動法人(次項において「特定非営利活動法人」という。)若しくは民法第三十四条の規定により設立された法人(次項において「民法法人」という。)の行う教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与するものとして政令で定める活動に無償で人的役務を提供し、居住者が当該人的役務の提供のために通常必要と認められる交通費、宿泊費その他の費用として政令で定めるものを支払った場合には、当該支払った金銭は、所得税法第七十八条第二項に規定する特定寄附金(次項において「特定寄附金」という。)とみなして、同法の規定を適用する。

2 居住者が国若しくは地方公共団体又は特定非営利活動法人若しくは民法法人の行う教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与するものとして政令で定める活動について当該国若しくは地方公共団体又は特定非営利活動法人若しくは民法法人の要請を受けて自己又は自己の親族と政令で定める特別の関係を有しない者を無償で自己の居住する家屋に、政令で定める期間

以上滞在をさせた場合には、当該滞在のために通常必要となる費用の額として政令で定めるところにより算出した額の特定寄附金の支出をしたものとみなして、所得税法の規定を適用する。

第四十一条の十九の次に次の二条を加える。

(認定特定非営利活動法人等に対する寄附をした場合の所得税額の特別控除)

第四十一条の十九の二 個人が、各年において、所得税法第七十八条第二項に規定する特定寄附金で同条第四項に規定する認定特定非営利活動法人等に対するものを支出した場合には、同条第一項の規定の適用を受けるものを除き、その年分の所得税の額から、当該支出した金額の合計額の百分の五十に相当する金額(当該金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を控除する。この場合において、当該控除する金額が、当該個人のその年分の所得税の額の百分の二十五に相当する金額と十二万円とのいずれか少ない金額を超えるときは、当該控除する金額は、当該少ない金額(当該金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を限度とする。

2 所得税法第九十二条第二項の規定は、前項の規定による控除をすべき金額について準用する。この場合において、同条第二項中「前項の規定による控除」とあるのは「前項及び租税特別措置法第四十一条

の十九の二第一項（認定特定非営利活動法人等に対する寄附をした場合の所得税額の特別控除）の規定による控除」と、「当該控除をすべき金額」とあるのは「これらの控除をすべき金額の合計額」と読み替えるものとする。

3 その年分の所得税について第一項の規定の適用を受ける場合における所得税法第二百二十条第一項第三号に掲げる所得税の額の計算については、同号中「第三章（税額の計算）」とあるのは、「第三章（税額の計算）及び租税特別措置法第四十一条の十九の二第一項（認定特定非営利活動法人等に対する寄附をした場合の所得税額の特別控除）」とする。

4 前二項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。
（年末調整に係る認定特定非営利活動法人等に対する寄附をした場合の所得税額の特別控除）

第四十一条の十九の三 前条第一項の規定の適用を受けようとする居住者が、その年に所得税法第九十条の規定の適用を受ける同条に規定する給与等の支払を受けるべき場合において、この項の規定の適用を受けようとする旨その他財務省令で定める事項を記載した申告書をその給与等の支払者を経由してその給与等に係る所得税の同法第十七条の規定による納税地（同法第十八条第二項の規定による指定があ

つた場合には、その指定をされた納税地）の所轄税務署長に提出したときは、その年のその給与等に対する同法第九十条の規定の適用については、同条第二号に掲げる税額は、当該税額に相当する金額から前条第一項の規定による控除をされる金額に相当する金額（当該申告書に記載された金額に限るものとし、当該金額が当該税額を超える場合には、当該税額に相当する金額とする。）を控除した金額に相当する金額とする。

2 前項に規定する申告書は、同項の給与等の支払者からその年最後に給与等の支払を受ける日の前日までに、財務省令で定めるところにより、提出しなければならない。

3 第一項の場合において、同項に規定する申告書をその提出の際に經由すべき同項の給与等の支払者が受け取つたときは、当該申告書は、その受け取つた日に同項に規定する税務署長に提出されたものとみなす。

4 第一項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 所得税法第二条第一項第四十五号の規定の適用については、同号中「第六章まで（源泉徴収）」とあるのは、「第六章まで（源泉徴収）及び租税特別措置法第四十一条の十九の三第一項（年末調整に

係る認定特定非営利活動法人等に対する寄附をした場合の所得税額の特別控除」とする。

二 所得税法第二百二十条第一項の規定の適用については、同項中「配当控除の額」とあるのは、「配当控除の額と租税特別措置法第四十一条の十九の三第一項（年末調整に係る認定特定非営利活動法人等に対する寄附をした場合の所得税額の特別控除）の規定により控除される金額との合計額」とする。

第五条のうち第四十二条の三の二の改正規定中『第二十五条』に『』の下に『、「第四十一条の十九」を「第四十一条の十九の二」に改め、同条第二項中「第四十一条の二の二」の下に「又は第四十一条の十九の二」を加え、「当該規定」を「これらの規定」に』を加える。

第五条中第四十二条の四及び第四十二条の五の改正規定を次のように改める。

第四十二条の四第一項中「並びに第四十二条の十一第六項」を「、第四十二条の十一第六項」に改め、「第十二項」の下に「並びに第四十二条の十二」を加え、同条第十二項第一号中「公益法人等及び」の下に「同条第七号の二に規定する特定非営利活動法人並びに」を加える。

第四十二条の五第二項中「並びに第四十二条の十一第六項」を「、第四十二条の十一第六項」に改め、「第十二項」の下に「並びに第四十二条の十二」を加える。

第五条のうち第四十二条の十一を改め、同条の次に一条を加える改正規定のうち第四十二条の十二第三項第一号中「公益法人等及び」の下に「同条第七号の二に規定する特定非営利活動法人並びに」を加える。

第五条のうち第六十二条の改正規定中「第六十二条第六項第二号」を「第六十二条第四項第一号中「同じ。又は」を「同じ。」若しくは特定非営利活動法人（同条第七号の二に規定する特定非営利活動法人をいう。以下この項において同じ。）又は」に改め、同項第三号中「公益法人等」の下に「若しくは特定非営利活動法人」を加え、同条第六項第二号』に改める。

第五条中第六十六条の十一の改正規定の次に次の改正規定を加える。

第六十六条の十一の二を削る。

第五条のうち第六十八条の三の十の次に四条を加える改正規定中「次の四条」を「次の六条」に改め、第六十八条の三の十四の次に次の二条を加える。

（認定特定非営利活動法人等の課税の特例）

第六十八条の三の十五 法人税法第三十七条第三項の規定にかかわらず、同条第十一項に規定する認定特定非営利活動法人等（以下この条及び次条において「認定特定非営利活動法人等」という。）が、各事

業年度において支出した同項に規定する寄附金の額の合計額のうち、当該認定特定非営利活動法人等の当該事業年度の所得の金額の百分の五十に相当する金額（当該金額が年百万円に満たない場合には、年百万円）を超える部分の金額は、当該認定特定非営利活動法人等の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

第六十八条の三の十六 認定特定非営利活動法人等が、各事業年度において、政令で定めるところにより計算した当該事業年度におけるすべての収入の金額が三百万円に満たない場合には、当該事業年度における当該認定特定非営利活動法人等の収益事業から生じた所得については、各事業年度の所得に対する法人税を免除する。

2 前項の規定は、確定申告書に、同項の規定の適用を受けようとする旨その他財務省令で定める事項の記載がある場合に限り、適用する。

3 税務署長は、前項の記載がない確定申告書の提出があつた場合においても、その記載がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類の提出があつた場合に限り、第一項の規定を適用することができる。同項の規定の適用を受ける者が確定申告書を提出しなかつた場合

において、その提出がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときも、同様とする。

4 前三項に定めるもののほか、第一項に規定する法人税の免除に関し必要な事項は、政令で定める。

第五条中第六十八条の四の改正規定の次に次の改正規定を加える。

第六十八条の六中「除く。」の下に「及び同条第七号の二に規定する特定非営利活動法人（小規模な法人として政令で定める法人を除く。）」を加える。

第五条中第六十八条の九十四の改正規定の次に次の改正規定を加える。

第六十八条の九十六を次のように改める。

第六十八条の九十六 削除

第五条中第六十八条の百九の改正規定の次に次の改正規定を加える。

第七十条第一項中「定めるもの」の下に「若しくは所得税法第七十八条第四項に規定する認定特定非営利活動法人等（次項において「特定公益増進法人等」という。）」を加え、同条第二項中「前項に規定する政令で定める法人で同項」を「特定公益増進法人等で前項」に、「同項に規定する政令で定める法人」を「特定公益増進法人等」に、「その公益」を「当該特定公益増進法人等の公益」に改め、同条第十項を

削る。

第八条を次のように改める。

（経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律の一部改正）

第八条 経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律（平成十一年法律第八号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「第百九十条第二号八」を「第百九十条第二号二」に改める。

第十六条第一項の表第一号中「と（いう）」の下に「若しくは同条第七号の二に規定する特定非営利活動法人（同法第三十七条第十一項に規定する認定特定非営利活動法人等である特定非営利活動法人（次号において「認定特定非営利活動法人」という。）を除く。）」を加え、同表第二号中「を（除く。）」の下に「及び認定特定非営利活動法人」を加える。

本則に次の三条を加える。

（地価税法の一部改正）

第九条 地価税法（平成三年法律第六十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第六号の次に次の一号を加える。

六の二 特定非営利活動法人 法人税法第二条第七号の二（定義）に規定する特定非営利活動法人をいう。

第二条第八号中「（定義）」を削る。

第六条第二項各号列記以外の部分中「公益法人等が」を「公益法人等及び認定特定非営利活動法人（特定非営利活動法人のうち法人税法第三十七条第十一項（寄附金の損金不算入）に規定する認定特定非営利活動法人等であるものをいう。以下この条及び第三十三条において同じ。）が」に改め、「当該公益法人等」の下に「及び認定特定非営利活動法人」を加え、同項第一号中「公益法人等」の下に「又は認定特定非営利活動法人」を加え、同項第二号中「公益法人等」の下に「又は認定特定非営利活動法人」を加え、同号口中「責」を「責め」に改め、同条第三項第一号中「公益法人等」の下に「、認定特定非営利活動法人」を加え、同条第四項中「人格のない社団等が」を「特定非営利活動法人（認定特定非営利活動法人であるものを除く。以下この項において同じ。）又は人格のない社団等が」に、「当該人格のない社団等」

を「当該特定非営利活動法人又は人格のない社団等」に改める。

第三十二条中「及び公益法人等」を「並びに公益法人等及び認定特定非営利活動法人」に改める。

(消費税法の一部改正)

第十条 消費税法(昭和六十三年法律第百八号)の一部を次のように改正する。

別表第二第一号の表中投資者保護基金の項の次に次のように加える。

特定非営利活動法人

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)

(阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部改正)

第十一条 阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成七年法律第十一

号)の一部を次のように改正する。

第十六条第五項中「平成二十年」を「平成十七年」に改める。

附則第一条第一号イ中「附則第九条」を「附則第十条」に改め、同号口中「第三条の規定及び附則第十三

条」を「第三条中相続税法第五十九条第三項の改正規定及び附則第十六条第一項」に改め、同号八中「附則

第二十四条、第二十七条及び第二十八条」を「附則第二十七条、第三十一条及び第三十二条」に改め、同号

二中「附則第五十九条」を「附則第六十五条」に改め、同条第二号口中「附則第二十条、第二十三条、第三十四条第二項、第四十八条第二項及び第七十四条」を「附則第二十三条、第二十六条、第三十九条第二項、第五十三条第二項及び第七十八条」に改め、同条第三号イ中「附則第七条」を「附則第八条」に改め、同号八を削り、同条第六号イ中「附則第八十一条の規定及び附則第八十八条」を「附則第八十八条の規定及び附則第九十七条」に改め、同条第七号口中「附則第四十条第二項及び第五十三条第二項」を「附則第四十五条第二項及び第五十八条第二項」に改め、同条第十九号中「附則第十六条、第十七条、第二十五条第一項、第三十一条、第三十二条、第三十九条、第四十三条第一項、第四十五条、第四十六条及び第五十四条」を「附則第十九条、第二十条、第二十八条第一項、第三十六条、第三十七条、第四十四条、第四十八条第一項、第五十条、第五十一条及び第五十九条」に改め、同条第二十号中「附則第十八条第十三項、第二十一条第一項、第三十三条第二十項、第四十七条第二十項及び第六十五条」を「附則第二十一条第十三項、第二十四条第一項、第三十八条第二十項、第五十二条第二十項及び第六十八条」に改め、同条第二十一号中「附則第十八条第十五項及び第十六項、第三十二条第二十二項及び第二十三項並びに第四十七条第二十二項及び第二十三項」を「附則第二十一条第十五項及び第十六項、第三十八条第二十二項及び第二十三項並びに第五十二条第

二十二項及び第二十三項」に改め、同条第二十三号中「附則第二十一条第二項、第三項及び第八項、第三十条第一項及び第六項並びに第四十九条第一項及び第六項」を「附則第二十四条第二項、第三項及び第八項、第四十条第一項及び第六項並びに第五十四条第一項及び第六項」に改め、同条第二十四号中「附則第二十一条第九項、第三十五条第七項及び第十項並びに第四十九条第七項」を「附則第二十四条第九項、第四十条第七項及び第十項並びに第五十四条第七項」に改め、同条第二十五号中「附則第三十四条第四項から第十四項まで及び第四十八条第四項から第十二項まで」を「附則第三十九条第四項から第十四項まで及び第五十三条第四項から第十二項まで」に改める。

附則第二条中「附則第九条まで」を「附則第十条まで及び附則第六十四条」に改める。

附則第三条中「附則第八条」を「附則第九条」に改める。

附則第八十九条を附則第九十八条とし、附則第八十三条から第八十八条までを九条ずつ繰り下げる。

附則第八十二条を附則第九十条とし、同条の次に次の一条を加える。

(マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部改正)

第九十一条 マンションの建替えの円滑化等に関する法律(平成十四年法律第七十八号)の一部を次のよう

に改正する。

第四十四条第一項中「第三十七条の規定を適用する場合には」の下に「同条第三項第二号中「普通法人」とあるのは「普通法人（マンション建替組合を含む）」と、同項第三号並びに」を加える。

附則第八十一条を附則第八十八条とし、同条の次に次の一条を加える。

（租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律の一部改正）

第八十九条 租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（平成十一年法律第九号）の一部を次のように改正する。

附則第十八条第六項中「平成二十年」を「平成十七年」に改める。

附則第八十条を附則第八十七条とし、附則第七十九条を附則第八十六条とし、附則第七十八条を附則第八十三条とし、同条の次に次の二条を加える。

（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の一部改正）

第八十四条 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）の一部を

次のように改正する。

第六百六十四条の二第一項中「第三十七条の規定を適用する場合には」の下に「同条第三項第二号中「普通法人」とあるのは「普通法人（防災街区整備事業組合を含む。）」と、同項第三号並びに」を加える。

（特定非営利活動促進法の一部改正）

第八十五条 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三章 税法上の特例（第四十六条・第四十六条の二）」を「第三章 削除」に改める。

第三章を次のように改める。

第三章 削除

第四十六条 削除

附則第七十七条を附則第八十二条とし、附則第七十六条を附則第八十条とし、同条の次に次の一条を加える。

（政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律の一部改正）

第八十一条 政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律（平成六年法律第六

号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「場合には同条第四項中「公益法人等」とあるのは「公益法人等」を「場合には同条第三項第二号中「普通法人」とあるのは「普通法人」に、「を除く。」と、同条第五項」を「を含む。」と、同項第三号並びに同条第四項及び第五項」に改める。

附則第七十五条を附則第七十九条とし、附則第七十条から第七十四条までを四条ずつ繰り下げる。

附則第六十九条を附則第七十二条とし、同条の次に次の一条を加える。

(建物の区分所有等に関する法律の一部改正)

第七十二条 建物の区分所有等に関する法律(昭和三十七年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

第四十七条第十三項中「第三十七条の規定を適用する場合には」の下に「同条第三項第二号中「普通法人」とあるのは「普通法人(管理組合法人を含む。）」と、同項第三号並びに」を加える。

附則第六十八条を附則第七十一条とし、附則第六十七条を附則第七十条とし、附則第六十六条を附則第六十九条とする。

附則第六十五条中別表第一の改正規定の前に次の改正規定を加える。

第二百六十条の二第十六項中「場合には同条第四項中「公益法人等」とあるのは「公益法人等」を「場合には同条第三項第二号中「普通法人」とあるのは「普通法人」に、「を除く。」と、「と、同条第五項」を「を含む。」と、同項第三号並びに同条第四項及び第五項」に改める。

附則第六十五条を附則第六十八条とし、同条の前に次の一条を加える。

（経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第六十七条 第八条の規定による改正後の経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律第十六条第一項の規定は、法人の施行日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

附則第六十一条から第六十四条までを削り、附則第六十条を附則第六十六条とし、附則第五十九条を附則第六十五条とし、附則第五十八条を附則第六十二条とし、同条の次に次の一条を加える。

（認定特定非営利活動法人に関する経過措置）

第六十四条 この法律の施行の際現に旧租税特別措置法第六十六条の十一の二第三項に規定する認定特定非

営利活動法人であるものについては、施行日に、新所得税法第七十八条第四項及び新法人税法第三十七条第十一項に規定する特定非営利活動等促進委員会の認定を受けたものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

附則第五十七条を附則第六十二条とし、附則第五十六条を附則第六十一条とする。

附則第五十五条第十七項を同条第十八項とし、同条第十六項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十五項中「第三項又は第五項」を「第四項又は第六項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十四項中「第三項又は第五項」を「第四項又は第六項」に、「附則第五十五条第三項又は第五項」を「附則第六十条第四項又は第六項」に、「同条第四項第一号又は第六項第一号」を「同条第五項第一号又は第七項第一号」に、「同条第三項」を「同条第四項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十三項中「第十項」を「第十一項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十二項を同条第十三項とし、同条第十一項を同条第十二項とし、同条第十項中「第三項」を「第四項」に、「第十三項」を「第十四項」に、「第十二項」を「第十三項」に、「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項中「第三項又は第五項」を「第四項又は第六項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「第五項の」

を「第六項の」に、「附則第五十五条第五項」を「附則第六十条第六項」に、「同条第三項」を「同条第四項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「第五項」を「第六項」に、「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「第十五項」を「第十六項」に、「第五項」を「第六項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項を同条第二項とし、同条に第一項として次のように加える。

新租税特別措置法第七十条の規定は、施行日以後に相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税について適用する。

附則第五十五条を附則第六十条とし、附則第四十九条から第五十四条までを五条ずつ繰り下げる。

附則第四十八条第二項の表第一項の項中「附則第三十四条第二項」を「附則第三十九条第二項」に改め、同表第十二項の項中「附則第三十四条第二項」を「附則第三十九条第二項」に、「附則第四十八条第二項」を「附則第五十三条第二項」に改め、同条第三項の表第二項の項中「附則第三十四条第三項」を「附則第三十九条第三項」に改め、同条第七項中「附則第三十四条第八項」を「附則第三十九条第八項」に改め、同条

第十項中「附則第三十四条第六項」を「附則第三十九条第六項」に改め、同条第十一項中「附則第三十四条第十二項」を「附則第三十九条第十二項」に改め、同条を附則第五十三条とする。

附則第四十七条第十四項中「附則第三十三条第十四項」を「附則第三十八条第十四項」に改め、同条第十八項中「附則第三十二条第十八項」を「附則第三十八条第十八項」に改め、同条第十九項中「附則第三十三条第十九項」を「附則第三十八条第十九項」に改め、同条第二十二項中「附則第三十二条第二十三項」を「附則第三十八条第二十三項」に改め、同条を附則第五十二条とする。

附則第四十六条を附則第五十一条とし、附則第三十五条から第四十五条までを五条ずつ繰り下げる。

附則第三十四条第二項の表第一項第二号の項中「附則第四十八条第二項」を「附則第五十三条第二項」に改め、同表第十三項の項中「附則第四十八条第二項」を「附則第五十三条第二項」に、「附則第三十四条第二項」を「附則第三十九条第二項」に改め、同条第三項の表第二項の項中「附則第四十八条第三項」を「附則第五十三条第三項」に改め、同表第八項の項中「附則第四十八条第三項」を「附則第五十三条第三項」に、「附則第三十四条第三項」を「附則第三十九条第三項」に改め、同条第七項中「附則第四十八条第八項」を「附則第五十三条第八項」に改め、同条第十一項から第十四項までの規定中「附則第四十八条第十項」を

「附則第五十二条第十項」に改め、同条を附則第三十九条とする。

附則第三十二条第十四項中「附則第四十七条第十四項」を「附則第五十二条第十四項」に改め、同条第十
八項中「附則第四十七条第十八項」を「附則第五十二条第十八項」に改め、同条第十九項中「附則第四十七
条第十九項」を「附則第五十二条第十九項」に改め、同条第二十二項中「附則第四十七条第二十三項」を
「附則第五十二条第二十三項」に改め、同条を附則第三十八条とする。

附則第三十二条を附則第三十七条とし、附則第三十一条を附則第三十六条とし、附則第三十条を附則第三
十五条とする。

附則第二十九条中「附則第十六条、第十七条、第二十一条から第二十三条まで、第二十五条又は前条第一
項」を「附則第十九条、第二十条、第二十四条から第二十六条まで、第二十八条又は第三十二条第一項」に、
「附則第十六条、第十七条、第二十一条から第二十三条まで、第二十五条及び第二十八条第一項」を「附則
第十九条、第二十条、第二十四条から第二十六条まで、第二十八条及び第三十二条第一項」に改め、同条を
附則第三十四条とする。

附則第二十八条を附則第三十二条とし、同条の次に次の一条を加える。

(ボランティア活動に関する費用に係る寄附金控除の特例に関する経過措置)

第三十三条 新租税特別措置法第四十一条の十九第一項の規定は、居住者が施行日以後に支払う同項に規定する金銭について適用する。

2 新租税特別措置法第四十一条の十九第二項の規定は、居住者が施行日以後に同項に規定する滞在をさせる場合について適用する。

附則第二十七条を附則第三十一条とし、附則第二十六条を附則第二十九条とし、同条の次に次の一条を加える。

(住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除に関する経過措置)

第三十条 居住者が、新租税特別措置法第四十一条の二第一項に規定する二以上の居住年に係る住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額を有する場合における新租税特別措置法第四十一条から第四十一条の二の二までの規定の適用については、その適用を受けようとする新租税特別措置法第四十一条の二第一項に規定する適用年が平成十七年以後の各年に係る同項の住宅借入金等特別税額控除額について適用し、旧租税特別措置法第四十一条の二第一項に規定する二以上の居住年に係る住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額

を有する場合における同項に規定する適用年が平成十六年に係る同項の住宅借入金等特別税額控除額については、なお従前の例による。

附則第二十五条を附則第二十八条とし、附則第十七条から第二十四条までを三条ずつ繰り下げる。

附則第十六条中「以下附則第五十六条まで」を「次条から第六十一条まで及び附則第六十四条」に改め、同条を附則第十九条とする。

附則第十五条中「第五条の規定による改正後の租税特別措置法（以下附則第五十六条までにおいて「新租税特別措置法」という。）」を「新租税特別措置法」に改め、同条を附則第十八条とする。

附則第十四条を附則第十七条とする。

附則第十三条中「改正後の相続税法」の下に「（次項において「新相続税法」という。）」を加え、同条に次の一項を加える。

2 新相続税法第六十五条第一項及び第六十六条第四項の規定は、施行日以後にされる財産の贈与又は遺贈について適用する。

附則第十三条を附則第十六条とする。

附則第十二条第二項中「附則第十条第三項又は前条第二項」を「附則第十二条第三項又は附則第十三条第二項」に改め、同条を附則第十五条とする。

附則第十一条を附則第十三条とし、同条の次に次の一条を加える。

（認定特定非営利活動法人等に対する寄附金の損金算入に関する経過措置）

第十四条 新法人税法第三十七条第四項第三号の規定は、法人が施行日以後に支出する同号に規定する寄附金について適用する。

附則第十条第一項中「（第二条の規定による改正後の法人税法（以下附則第十二条までにおいて「新法人税法」という。）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下附則第十二条までにおいて同じ。）」を削り、同条を附則第十二条とする。

附則第九条を附則第十条とし、同条の次に次の一条を加える。

（法人税法の一部改正に伴う経過措置の原則）

第十一条 この附則に別段の定めがあるものを除き、第二条の規定による改正後の法人税法（以下附則第十五条まで及び附則第六十四条において「新法人税法」という。）の規定は、法人（新法人税法第二条第八

号に規定する人格のない社団等を含む。以下附則第十五条まで及び附則第六十七条において同じ。）の施行日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

附則第八条第二項中「保険料控除申告書」を「保険料等控除申告書」に改め、同条を附則第九条とする。

附則第七条を附則第八条とし、附則第六条を附則第七条とし、附則第五条を附則第六条とし、附則第四条の次に次の一条を加える。

（利息控除に関する経過措置）

第五条 新所得税法第七十七条の二の規定は、平成十七年一月一日以後に借り入れた同条第一項に規定する借入金又は同日以後に生じた同項に規定する債務（第五条の規定による改正後の租税特別措置法（附則第十八条から第六十一条までにおいて「新租税特別措置法」という。）第四十一条第一項の規定の適用を受けた借入金又は債務を除く。）に係る利息について適用する。

この修正の結果歳入減となる見込額

この修正の結果平年度において約一兆六千二十億円の歳入減となる見込みである。